

自転車指導啓発重点路線（福山東警察署）

令和4年5月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道での徐行や歩行者の通行を妨げる場合の一時停止をしない運転
- 携帯電話を使用しながらの運転



警察では、自転車運転者の交通違反に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車関連事故発生状況（H29～R3合計）

区分	福山東警察署管内	
	重点路線	
自転車関連事故	926	55

重点路線



【重点路線】 ★国道2号★

➤ 選定理由

福山市中心部への自転車通勤・通学の自転車利用者が多く、携帯電話使用などの交通違反も見受けられる。

また今後、段階的に、道路管理者において新たに自転車道が整備されることとなっており、自転車道における通行方法等についても啓発を推進する。

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 スマホ利用などの「ながら運転」は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 自転車道を通行！

自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければいけません。